

第9回 海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG議事要旨

1. 日 時 :平成26年9月30日（火）13:45～15:15

2. 場 所 :川崎市産業振興会館 1階 ホール

3. 議事の概要

(1) 議題

- ①第8回海上輸出入通関・海上物流等WGにおける意見等報告について
 - 事務局（センター）から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ②納期限延長におけるリアルタイム口座対応について
 - 事務局（センター）から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ③通関士審査業務の新設について
 - 事務局（センター）から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ④見本持出し関連業務の見直しについて
 - 事務局（センター）から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑤現行プログラム変更要望の次期対応について
 - 事務局（センター）から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑥ その他

(2) 意見交換の概要

◆第8回海上輸出入通関・海上物流等WGにおける意見等報告について

○ 項番4について、「意見無し」とあるが、「事項登録業務は不要ではないか」との意見を提出しているのので、回答をいただきたい。（委員）

⇒ 事項登録業務により内容を確認してから申告したいとの要望に應えるものであり、現状のOLC業務から行う方法を存続のうえ、新たに事項登録業務を利用する方法も追加する方向で検討している。（事務局）

◆通関士審査業務の新設について

○ 貨物情報がシステムに登録される前であっても、通関士審査業務を行うことは可能なのか。（委員）

⇒ 詳細な検討はこれからであるが、実務的には貨物情報登録前であっても業務を実施としたいと考えているのか。（事務局）

⇒ 実際には、CFS貨物において記号番号等が異なることが多いため、貨物情報DBに登録された後でないといけないのではないかと考えるが、その場合はあまり通関士審査業務のメリットが無いのではないかとと思う。（委員）

⇒ 本業務については、例えば、夜間到着貨物について、事前に通関士による審査を終え

ておくことによって、夜間に通関士不在の場合であっても申告を可能としたいとする要望に応えるものと理解しており、貨物搬入前であっても審査業務を可能とすることを検討したい。(税関)

○ 通関士審査業務を行った輸出入申告について、申告後の訂正が必要となる場合は、現状どおり通関士の利用者コードでないと出来ないのか。(委員)

⇒ 輸出入申告後の訂正については、現状どおり通関士の利用者コードで行っていただくことを想定している。(事務局)

○ 通関士審査業務の新設については、関空地区の利用者からも要望が挙がっているが、航空のWGにおいてもしっかりと議論いただきたい。(委員)

⇒ 本提案については、昨日開催した航空合同WGにおいても説明を行っており、「なるべく簡便な業務処理フローでの実現して欲しい」との意見を頂いている。(事務局)

◆現行プログラム変更要望の次期対応について

○ <航空・海上共通>項番 61、62 の建値の関係について、「検討しない」としているが、従来のC&FはCFRという呼称に変わっており、海外も含めC&Fという呼称は利用されない状況となっている。今後、更に約 10 年もC&Fを継続利用することは望ましくないのではないか。(委員)

⇒ 建値の変更は以前からもご要望をいただいているが、C&Fを廃止し、CFRに統一するというのであれば比較的軽微な改変で対応できる可能性があるが、C&FとCFRを共存させる形は、システムの改修範囲が大きくなることから、対応は厳しいものとする。いずれにせよ、再度、検討のうえ回答したい。(事務局)

○ <航空・海上共通>項番 102 の I I E 業務における非公開情報の照会について、輸出入者コードを持っているか否かについて、例えばワーニングを出力するような対応であっても検討は困難ということなのか。(委員)

⇒ 照会の結果、ワーニングを出力することによって「非公開としている輸出入者コードが存在する」ということが明確になり、非公開とする意味が無くなってしまふことから対応することは困難である。(事務局)